別紙1 あんしん保守パックについて

別紙1 (以下「本別紙」という) は、レンタルサービスのオプションサービスである「あんしん保守パック」 (本別紙において、以下「本サービス」という)について定めた ものです。申込みに際しては、以下の条件等 を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。なお、本別紙に規定のない事項については、「レンタル約款の各条項」の定めに従うものとします。

1. 適用条件

- (1) 本サービスは、レンタルサービス契約の申込みを行うとき又は第 15 条 3 項に定める本製品の変更を行うときにのみ申し込むことができるサービスです。
- (2) 本サービスは、本サービスの申込みを当社が承諾した日から利用できるものとします。
- (3) 本サービスに加入した場合は、第14条の定めにかかわらず、本製品を毀損した場合にかかる費用が無償となります。但し、以下の条件を満たす場合に限り、本サービスの適用を受けることができるものとします。 紛失等は無償とはなりませんのでご注意ください。
 - (A) 本製品を毀損した場合、別表4に定める毀損の場合における損害金(上限額)が無償となります。 ただし、前回(本サービス加入前は含まれない)、本サービスを利用して毀損の場合における損害金を無償 とした日が属する月の翌月1日から起算して6ヶ月を経過していること。
- (4) 本サービスの料金の初回請求月(課金開始日の翌月)までに本サービスを解約した場合は、本サービスの申込みは申込日に遡って無効となります。解約前に本サービスの利用申請をしていた場合は、第 14 条に定める費用の支払いを要するものとします。

2. 本サービスの提供義務の免責

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- (1) 本サービス契約者の故意または重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水漏れ、全損等(以下総称して「故障等」という) の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の事実を申告または、当社が合理的根拠に基づき虚偽と判断した場合
- (7) 本サービス契約者が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

3. 本サービスに関する注意事項

本サービスを解約する場合は、当社所定の方法に従い、当社に通知するものとします。本サービスは、当社が 当該通知を受領した日の属する翌月の末日をもって終了するものとします。